

【件名】総領事館からのお知らせ：日本入国について

【ポイント】

3月1日より日本入国の際の水際対策が緩和されました。以下に注意事項やお問い合わせが多い事項をまとめましたので参考にしてください。

【本文】

1 日本国籍を含む二重国籍者の方は、必ず有効な日本のパスポートが必要になります。日本のパスポート以外では入国できません。

2 日本人の配偶者の外国国籍者（※1）は、短期滞在ビザをご申請いただくことが可能となりました。ビザの申請には戸籍謄本の原本が必要となります。その他の書類については別途問合せをお願いいたします。

3 90日以上滞在を予定している日本人の配偶者の外国国籍者（※1）は、日本人の配偶者ビザをご申請ください。

4 その他の外国国籍者の観光での入国はまだ認められておりません。

5 オーストラリアから入国する場合、ワクチンを3回接種された方は自己隔離が免除されます。有効と認められる3回目のワクチンはファイザーとモデルナのみとなります。（他国・他州を乗継ぎのみで移動された場合は、オーストラリアからの入国とみなされます。）

6 ワクチンを接種されていない方でもオーストラリアからの入国は可能です。その場合、7日間の自宅待機が必要となります。ただし、3日間の隔離後、自主検査を受け、その結果が陰性であればその後の隔離は免除されます。

（注：当地出国のための許可がオーストラリア政府から必要になります。）

※1 日本人配偶者の外国国籍者には de facto のパートナーは含まれません。

※2 水際対策措置は急に変更されることがございます。上記の情報は3月18日時点でのお知らせとなりますのでご了承ください。

（メール発信者）

【在パース日本国総領事館】

電話：+61-8-9480-1800

ホームページ： <http://www.perth.au.emb-japan.go.jp/>

※このメールは在留届，たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で，メールの配信を変更・停止したい場合は，以下の URL から停止 手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>